

高知県教育委員会 会議録

令和元年11月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和元年11月27日(水) 13:20

閉会 令和元年11月27日(水) 14:05

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二
	教育委員	森下 安子
欠席者	教育委員	永野 隆史

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	参事兼教育センター所長	北村 公良
〃	教育政策課長	菅谷 匠
〃	教職員・福利課長	国則 勝英
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	戸田 京子
〃	小中学校課長	黒瀬 渡
〃	高等学校課長	竹崎 実
〃	高等学校課企画監	長岡 辰治
〃	高等学校振興課長	高野 和幸
〃	特別支援教育課長	平石 勝久
〃	生涯学習課長	三觜 美香
〃	文化財課長	中平 貢正
〃	保健体育課長	前田 義朗
〃	人権教育課長	西内 清
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 文晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 11 月定例委員会を開催する。
 教育次長 (提案説明)
 教育長 付議第 2 号から付議第 5 号は、高知県議会 12 月定例会に提出予定の議案について検討を行うものであるため、付議第 6 号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。
 各委員 全員挙手
 教育長 それでは、付議第 2 号から第 6 号を非公開の取扱いとする。

【付議第 1 号 高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則議案 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

教育長	一つ項目が入ったので、条がずれるということでしょうか。
事務局	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 47 条の 3 が削除になったことから、条ずれがあり、それに伴い規則のアンダーライン部が改正となる。
教育長	削除になった項目は具体的に何か。会計年度任用職員のところか。
事務局	第 47 条の 3 は、「県費負担教職員のうち、非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める」という規定になっている。
教育長	その規定が削除になったということか。
事務局	そうである。
教育長	会計年度任用職員の制度が新たにできて、条例で定める非常勤の講師の身分取扱いについて規定の必要がなくなったので、第 47 条の 3 が削除され、順番に (条が) 上がっていくということである
教育長 各委員 教育長	付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第 1 号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 令和元年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案
(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

教育長	施設整備費と維持修繕費の繰越は複数の学校か。
事務局	維持修繕費については、非構造部材で5校の体育館で繰越を予定している。施設整備費については、既存施設の再生整備ということで、例えば、山田特別支援学校のプールの改修工事や追手前高校の空調整備などの工事が繰越になっている。
教育長	高等学校振興課の嶺北高校の件だが、スケジュールでは、(事業実施計画の承認については) 来月の定例教育委員会で付議となっているが、日程的に付議できるのか。議会の閉会日とは関係ないか。
事務局	もちろん議会での議決が必要なので、付議に関する手続きについては、確認させていただきたい。
教育長	議会の閉会日は12月26日か。
事務局	定例教育委員会の翌日である。
教育長	ということは、議会閉会後は、営業日が27日の1日しかないということになる。
事務局	手続きを確認して、教育長で専決できるかどうかなど、検討する。
教育長	適切な方法でお願いします。
事務局	承知した。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案
(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

教育長	これは先ほどの補正予算の中に人件費の額に入っているのではないか。
事務局	今回の試算によると、給与改定に伴い、知事部局、警察、教育委員会をあわせて、約3億2,500万円の増となり、そのうち教育委員会が1億9,400万円となる。
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【第4号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案 (生涯学習課)】

【第5号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

木村委員	応募団体数はどれくらいあるか。
事務局	今回は、1団体ずつだった。その団体が適しているかどうかという視点で選定してもらった。
教育長	今回の応募団体以外で、県内で候補になる団体はあるか。
事務局	例えば、塩見青少年プラザを引き受けてもらっている「たびびと」や、体育館でいうと、スポーツ施設を管理している団体があげられると思うが、自主事業の実施を仕様書に入れているので、青少年向けの自主事業ができるかどうかを考えると、なかなか手が挙がらなかったのではないかなと思う。
教育長	指定管理の公募をするというお知らせはしているか。
事務局	当課のホームページにあげているし、行政管理課が一括してあげているページにも載せている。また、一般社団法人指定管理者協会や全国の自治体の指定管理情報を発信する「ベスピイ」というサイトにも公募状況を載せている。
教育長	例えば、「香北ふるさとみらい」が、香北だけでなく、高知青少年の家の管理運営も行うとか、逆に、「高知県青年会館」が香北青少年の家の管理運営を行うということもあるのではないかな。

事務局	それは当然ある。
教育長	やはり広く公募をかけた方がよい。複数で競い合ってもらわないといけない。
事務局	「たびびと」や「高知県社会福祉協議会」には、公募中なので検討してもらいたいという電話はした。
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。

【第6号 登録審査委員の任命議案

(文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第6号

原案どおり議決

※付議第2号から第5号議案については、非公開議案であったが、令和元年12月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。